

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

若者向け悪質商法被害防止 共同キャンペーン実施中

消費者契約トラブルは、複雑化、多様化しており、特に若者は社会経験が少ないため、契約の正しい知識を持たずに契約してしまうケースが多くなっています。悪質業者はこれらの状況を悪用するため、契約の未成年取消が出来なくなる、成人して間もない若者を狙った悪質商法による被害が後を絶ちません。美浦村では、被害防止のために成人式や4カ月乳児健診時の保護者に啓発資料を配布しています。

▼若者に多い被害は何？

携帯電話スマートフォン、パソコン利用率の増加に伴い、迷惑メールによる架空請求や、クリックしただけで「入会あり

りがとうございます。退会の問い合わせはこちらへ」等と連絡させて退会料を請求するワンクリック詐欺、ネットショッピングやネットオークションのトラブル。資格取得用教材セット等の電話勧誘や二次被害、中古車契約、外国語教室やエステサロンの化粧品や健康食品のマルチ商法等、もし困ったことになったらすぐに消費者センターに連絡をとってみましょう。

水を吸うと膨らむ！ 高吸水性樹脂製品の 誤飲に注意



嘔吐が数日間続き、入院し、手術をしたら、直径約4センチのゼリー状の異物による十二指腸の閉塞だったことが分かった。異物はもとの大きさが直径約1.5センチのディスプレイ用製品で、水を吸って膨らんだものだった。約3週間入院した。

(当事者：2歳女児)

【ひとこと助言】

ボール状の水を吸うと膨らむ樹脂製品（高吸水性樹脂製

品）を誤飲したという事故情報が寄せられています。高吸水性樹脂製品を誤って飲み込んで放置すると、体内で膨らみ、腸閉塞を引き起こす等重症となる危険性があります。

インテリア・ディスプレイ用品、芳香剤・消臭剤や虫よけ商品等に使われています。子どもの目や手の届かない場所に保管し、絶対に誤飲しない環境を作りましょう。

誤飲した、もしくは誤飲の疑いがある場合は、速やかに医療機関を受診し、誤飲したものが高吸水性樹脂製品であることを伝えましょう。

(国民生活センター子どもサポート情報より抜粋)

電気ストーブを使用中の 火災に注意！

就寝中に寝返りをうつた際、足元付近に置いていた衣類が電気ストーブに接触し出火した。初期消火を試みたが消火できず、逃げ遅れて死亡した。

(当事者：80歳代女性)

【ひとこと助言】

例年、12月からストーブに

よる火災が急増します。電気ストーブ類(※)は炎が出ていないため安全に見えますが、熱があるので火災の危険があります。ストーブの近くに布団・衣類や雑誌等があると接触して出火する危険があります。ストーブの周囲には物を置かないことが大切です。また、寝るときやその場を離れるときは、必ずスイッチを切るようにしましょう。使用しないときは電源プラグをコンセントから抜いておくことも予防につながります。

※電気ストーブ、カーボンヒーター、ハロゲンヒーター、温風機等

(国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

食の安全サポーター研修

- 無添加の美味しいスイーツや味噌を一緒に作りましょう。
- ◎米粉のサクレを作ろう
1月28日(木)午前10時開始
参加費500円。
- ◎味噌作りを体験しよう
1月29日(金)午前10時開始
参加費800円。
- ◎味噌作りの準備に参加出来る方も募集中
1月28日のサクレ作りと並

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般） ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン（全国共通） ☎188 ※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379



- 行して準備作業を行います。
- ◇場所 中央公民館調理室
- ◇募集人数 各10名
- ◇持ち物 エプロン、三角巾、味噌の入れ物(29日参加者)
- ◇申込方法 1月20日(水)までに、美浦村消費生活センターにお申込みください。